第５回資格審査特別委員会会議録

１　開会日時　平成28年５月23日（月）午前10時０分

２　閉会日時　平成28年５月23日（月）午前11時25分

３　会議場所　議会委員会室

４　出席委員

１番　佐々木雄司君　　４番　保田　　守君　　５番　丸山　　明君

６番　治徳　義明君　　７番　原田　素代君　　１３番　岡崎　達義君

１４番　下山　哲司君

５　欠席委員

な　　し

６　事務局職員出席者

議会事務局長　　奥田　吉男君　　主　　査　　青木　智彦君

７　審査又は調査事件について

１）北川勝義議員の資格決定について

２）その他

８　議事内容　別紙のとおり

午前10時０分　開会

○委員長（丸山　明君）　おはようございます。

ただいまから第５回資格審査特別委員会を開会いたします。

これから北川勝義議員の資格決定についての審査を行います。

では、お手元にお配りをしております資料について本日の議事をお諮りします。

最初でございますが、前回の委員会で一応報告書、審査委員会としての報告書（案）というものをお示しをしておりました。皆さん十分お考えいただいて、お読みいただいたというふうに思います。きょう、拙い報告書だったもんですから、副委員長とも相談をしまして訂正をしたものを御用意させていただきました。後ほど、報告書の件は読む時間を若干とりたいというふうに思いますが、まず冒頭ただいまから、本委員会に付託されました北川勝義議員の資格決定の件について該当するかどうか採決を行いたいと思います。北川勝義議員の資格について地方自治法92条の２の規定に該当せず、議員資格を有するということに賛成の方は……。

○委員（治徳義明君）　済みません、その前にこの説明をしていただかないと。

○委員長（丸山　明君）　何、何が。

○委員（治徳義明君）　資料が出てるじゃないですか、新しいの。

○副委員長（下山哲司君）　これは報告書じゃからその後です。

○委員長（丸山　明君）　どの資料。

○委員（治徳義明君）　報告書じゃなしに。

○委員（原田素代君）　追加の資料。

○委員長（丸山　明君）　ちょっと副委員長、そしたら。

○副委員長（下山哲司君）　それでは、補足をさせていただきます。

前回、前々回においてお願いしとった書類が全部そろってないということで、この書類が出るのをお待ちしとったということでございます。これは冒頭でお願いした書類が日にち的にこちらが思っていたのと現場との日程の食い違いがありまして、そういうことでいただけるのが遅くなったということでお待ちしとったということで、別にこれが資格決定に左右されるものではございませんので、お目通しをいただくということでお願いしたいと思います。

○委員長（丸山　明君）　よろしいですか。

○委員（治徳義明君）　はい、済みません。

○委員（原田素代君）　いやいやいや、済みません。

○委員長（丸山　明君）　はい、原田委員。

○委員（原田素代君）　お目通しをする程度の資料なんですか。下山さんのほうからは大分最後までこの資料が一つのキーになって重要な資料なので、それが出るまでは決定が出せないというような御議論があったと思うんですけど。もうちょっと丁寧にこの資料を求めた背景とこの資料の肝としてどこをこだわってらしたのか、それで結果出たことによってこれは判断にと

って余り役に立たなかったとか、何かその辺のことがちゃんと説明されないと、この資料のことでは大分議論したと思うんですが。

○副委員長（下山哲司君）　ちょっといいですか。補足させていただきます。地元のことですから、私のほうが。以前もお話の中で、皆さんの、このものが運用に関して問題があるんかないんかということでございますので、そういう部分で運用も該当しないというふうに皆さんが御理解をせられたと思うんです。ですが、最終的に一部だけこれが出てなかったので、いただくまでは終了できないんじゃないんかということで時間をお願いしたように思っておりますが、どうでしょう。

○委員（原田素代君）　求められた御当人がそういうふうにおっしゃるんならそれ以上はないんですが、この資料が肝になるように私は理解していたので、例えば決算書（諸費）っていうこの項目の中に何か問題が潜んでいるとか、そういう御懸念があってこの資料を求められたと私は思っていたので、何かそんなに簡単にあっさりと、いや問題ありませんと言われちゃうと、今までの議論に幾らか不安は覚えますが。御本人がいいのですと言われちゃうと、私もこれを見て問題がここにあるだろうと読み切れませんから、ただそこは丁寧にちゃんと委員会で議論したという結果は残していただかないと、そういう扱いだったと思っています。

○副委員長（下山哲司君）　はい、委員長。

○委員長（丸山　明君）　はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君）　それでは、この文書に対しての御意見を一言言わせていただきますと、資格審査には今までの勉強の中で該当しないと、しかしこの処理の部分に関して大きな問題があるというふうに私は思っておりますので、今後の政治活動の中で皆さんとまた御相談をさせていただきたいというふうに思います。きょうのところは資格審査としてはこれをいただいて見せていただいて、その結果を見せていただいたということで終わりたいと思います。

○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。

それでは、改めまして先ほどの件をお諮りしたいというふうに思いますが、北川勝義議員の資格についてさまざまな委員会として審議、議論を行ってまいりましたが、地方自治法92の２の規定に該当せず、議員資格を有するということに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。全員起立です。したがいまして、冒頭ですが北川勝義議員の議員資格については資格を有するということに委員会として決しました。ありがとうございました。

続きまして、きょうお配りしております審査報告書（案）の修正をしてきておりますので、冒頭５分間、10分ぐらい要りますか。そのくらいで３枚でございますんで、十分この間の議論も頭に入れながら、言葉とかそのあたりを文案の取り扱いについてお考えいただいて審議をその後行いたいと思いますので、恐れ入りますが15分まで、10時15分まで休憩といたしたいと思

います。その間にお読みいただければというふうに思います。よろしくお願いします。じゃあ休憩です。

午前10時８分　休憩

午前10時15分　再開

○委員長（丸山　明君）　再開いたします。

審査に入りたいと思います。よろしくお願いします。

それでは……。

○副議長（岡崎達義君）　よろしいですか。

○委員長（丸山　明君）　はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君）　何点か訂正していただきたいとこがあります。

１ページの最後の①のとこなんですが、２行目の逐条自治法の条文の解釈があり、この後へわかりやすいように244条の２、５項の逐条解釈にというふうにして最後の５項は削って、そうですよね、244条の２ですよね。

○委員長（丸山　明君）　そうです。244条の２の５項の逐条解釈に。

○副議長（岡崎達義君）　５項の逐条解釈に本法上の適用除外が明確にうたわれておりと直したほうがわかりやすいんじゃないかと。

○委員（原田素代君）　わかんない。もう一回言ってください。

○委員長（丸山　明君）　済みません、もう一回。

○副議長（岡崎達義君）　地方自治法92条の２について逐条自治法に条文の解釈があり、244条の２、５項の逐条解釈に本法上の適用除外が明確にうたわれておりにしたほうがいいんじゃないですか。

○委員長（丸山　明君）　なるほど。244条ですね、加えるということで。244条の２をという話でした。

○副議長（岡崎達義君）　５項を。

○副委員長（下山哲司君）　244条の５項を加えるじゃな。

○副議長（岡崎達義君）　はい。

○委員（原田素代君）　５項の逐条解釈という表現。

○委員長（丸山　明君）　厳密に言うと244条の２の５項です。

○委員（原田素代君）　５項の逐条解釈。

○委員長（丸山　明君）　はい、そうです。

○副議長（岡崎達義君）　それから、２ページ目、先ほども局長から言われましたけど、４項の一番最初のところで、①、②というのは既にわかっていることですので。

○委員（原田素代君）　２ページ。

○副議長（岡崎達義君）　ええ、２ページ。４の①、②っていうのは、もう既にわかっている

ことですので、審査じゃなくって確認ですよね。
○委員長（丸山　明君）　確認をね、確認をした。
○委員（原田素代君）　全然わかんない、ついていけない。もう一回言ってください。②のところを言ってください。
○副議長（岡崎達義君）　①、②っていうのが、もう既にわかっていることですので。
○委員（原田素代君）　いや、だからどこの①、②。
○副議長（岡崎達義君）　４です。
○委員（原田素代君）　４の下。
○副議長（岡崎達義君）　２ページの４の①、②というのは既にわかっていることですので、審査じゃなくって確認のほうがいいんじゃないですかということ。
○委員（原田素代君）　どこに審査って言葉がある。
○副委員長（下山哲司君）　１行目。初めに赤磐市吉井ライスセンターの指定管理の問題について審査でなしに確認に取り組み、次にとこう。
○委員（原田素代君）　あと①、②はそのまま残していいんですね。
○副委員長（下山哲司君）　はい、そのままです。
○委員（原田素代君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　ありがとうございます。
○副議長（岡崎達義君）　それから、３ページ目です。丸ぽつの３つ目の真ん中あたり、真ん中よりちょっと下です。指定管理を公正な議決を経た公正な行為であるが、ありにしないであるが、請負ではないとした逐条解釈は、事実上の無理があり指定管理制度の悪用ではないかとの指摘があり、当時の赤磐市議会において自治体の運営の公正に疑義が生じたという指摘があったと。これは下山委員がいろいろ言われてたことだと思います。
○副委員長（下山哲司君）　一般質問で、はい。
○副議長（岡崎達義君）　疑義が生じたという問題があったというのを取って、生じたという指摘があった。
○委員長（丸山　明君）　指摘がありと、なるほど指摘があったということですね、問題を取って。
○副議長（岡崎達義君）　それから、ここややこしいんだけど、総括は一番最後に持ってきたほうがいいんじゃないかなと思って。最後の５のとこへ総括を持っていって、総括をなくして、例えば①を(1)にして、最後の５の(1)にして、①、②を取るんです、とりあえず。それで、取って、総括、最後に６月議会に対する意見を次のとおりこの報告書に添付するの中に入れて、①のところを指定管理の吉井ライスセンターは、条例で定める自治法244条の２第３項、第10項、これ２というのは要りませんので、第10項の適用、すなわち指定管理に問題があるのであれば、市長の権限で調査改善ができるのではないか。これは（総務省に確認した）

と。これを総括の中に入れる。
○委員長（丸山　明君）　総括の中へ入れる。
○副議長（岡崎達義君）　はい。
　それから、もう２は、これはさっきのここと矛盾しますので、読んでると一番最初の１ページの３の①と矛盾しますのでこれは削除する。
○委員長（丸山　明君）　ああこれは、はい。
○副議長（岡崎達義君）　それから、５のとこさっき①を入れましたよね。
○委員長（丸山　明君）　５のところに。
○副議長（岡崎達義君）　５のところにさっき総括の中の①を入れました。
○委員長（丸山　明君）　はい、入れました。
○副議長（岡崎達義君）　それから、１と２、５の総括の(1)(2)を一緒にして、指定管理先の運営に議員がかかわることは事務の公正に疑義を招くおそれがあるため、で次の２につながって、他市の例では以下です。
○委員（原田素代君）　書き直してもらわないとついていけないし、理解できない。
○委員長（丸山　明君）　なるほど。
○委員（原田素代君）　それをまた読んで理解するのには時間が要ります。
○委員長（丸山　明君）　僕はわかった。
○委員（原田素代君）　僕はわかったというよりも事務局に。
○副委員長（下山哲司君）　ちょっと休憩して打ち直してみる、ほんなら。
○委員（原田素代君）　事務局がわかってないと。
○委員長（丸山　明君）　議論をもうちょっと。
○副委員長（下山哲司君）　ちょっと休憩してください。
○委員（原田素代君）　議論ができないですよ。そんなに文章が変わったら。
○副委員長（下山哲司君）　ちょっと休憩してください。
○委員（原田素代君）　文章をもう一度読ませて。
○委員長（丸山　明君）　整理のために休憩に入ります。

午前10時21分　休憩

午前10時37分　再開

○委員長（丸山　明君）　再開いたします。
　事務局から訂正された文案が出てまいりました。皆さんにお諮りをするんですけど、この最終文案の審議については、なるべく皆さん方の自由な発言を求めたいというふうに思います。そのために委員会ですと若干の制約があるもんですから、よろしかったら協議会に切り替えてこの報告書の内容について十分な御審議をいただきたいというふうに考えるんですが、いかがでございましょうか。

○委員（原田素代君）　結構です。
○委員（佐々木雄司君）　議事録に残したほうがいいでしょう。
○委員（原田素代君）　ああ、議事録。
○委員長（丸山　明君）　いつでも委員会に切り替えることはできるんですけども。目的はあくまでも十分に討議をしていただいて、この内容を十分皆さん方と共有したいと、御理解を進めたいと、そういう目的で今のような提案をさせていただきました。
○委員（原田素代君）　こういう委員会ですから、記録に残すことが大変、佐々木さんがおっしゃるように重要です。だから、委員会形式で十分議論ができるように委員長のほうの采配をお願いします。
○副委員長（下山哲司君）　そういうことがあったら、そういうふうに、委員長。
○委員長（丸山　明君）　ほかに今御意見はもうないですか。そういうことでいいですか。今、原田委員のほうから御意見いただきましたように私も全く同感でして、自由な意見を尊重したいということを一番に考えております。議事録にも残したいということでございますので、では委員会として続行いたします。
　それでは、先ほどの御意見で、岡崎委員のほうからさっきの修正文案のところでさわっていただけたら、冒頭に、その辺を岡崎委員の意見を中心に文案のほうをさわっておりますので、そのあたりで御確認の発言をいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。
○議会事務局長（奥田吉男君）　事務局のほうから修正かけておりますんで、今お話があった部分については事務局のほうでここをこう直しましたという説明をしたほうがいいと思います。
○委員長（丸山　明君）　わかりました、ごめんなさい。
　ということで、事務局のほうから今の修正部分について発言を聞いてください。
　では、事務局長。よろしくお願いします。
○議会事務局長（奥田吉男君）　それでは、先ほどのお話し合いの中で御指摘のあった点ということで訂正をさせていただきましたので、御確認をいただきたいと思います。
　まず、１ページの詳細説明①、ここの２行目、逐条地方自治法条文の解釈があり、その次に地方自治法244条の２、逐条解釈の５項という表現にしていただきたいと思います。
　次の部分は、２ページ目の４、そこの２行目でございまして、問題の順で審査したという表現になっておったんですけど、確認したという表現にさせていただきたいと思います。
　それから、②、経過報告の②のとこに、次に指定管理者制度につ……。
○委員（原田素代君）　確認になってないよ。
○副委員長（下山哲司君）　審査のままなっとる。
○委員長（丸山　明君）　いや、最後が。
○委員（原田素代君）　一番上はいいの。

○議会事務局長（奥田吉男君）　審査に取り組み確認したと。
○委員長（丸山　明君）　取り組み確認したというふうになってます。
○副委員長（下山哲司君）　そういうこと、はい、了解しました。
○議会事務局長（奥田吉男君）　続きまして、②次に指定管理者制度についてという部分で、理解を深めたという表現になっておるんですけど、その下の２行には確認したという表現なんで、一番上の、順で確認したという表現で総括してますので、ここはついてということであと切っております。
○委員長（丸山　明君）　今どこを言うたん。
○議会事務局長（奥田吉男君）　４の②指定管理者制度についての理解を深めたという表現を、についてということで切らしていただいてます。
○委員長（丸山　明君）　わかりました。
○議会事務局長（奥田吉男君）　理由は、一番上段に問題の順で確認をしたという表現があるので、その下にも確認という表現が出てくるので確認で切ってます。
○委員長（丸山　明君）　わかりました。
○議会事務局長（奥田吉男君）　続きまして、３ページのほうに行かせていただいて、中段ちょっと上、論点、丸ぽつがありまして５行目。議会を経た公正な行為である、後ろが否定になってくるので、あるが請負でないとしたという表現にしていただきたいことと、自治体の運営の公正に疑義が生じたという指摘があった、生じたからことは問題であったというとこまでを削除でお願いをしたいと思います。
○委員長（丸山　明君）　今言われた文章ですね。
○議会事務局長（奥田吉男君）　それから、総括、この部分を御指摘があったとおり、最終の部分と一緒にした形にさせていただいております。総括として最後に議会に対する意見を次のとおりこの報告書に添えるという表現にいたしておりまして、先ほどの上の①、ここを(1)にして持ってきまして、指定管理の吉井ライスセンターは、条例で定める自治法244条の２第３項と第10項の適用、すなわち指定管理に問題があるのであれば、市長の権限で云々というものを下へ入れております。
　それから、総括の②は削除しております。前にあった５の(2)の部分で、(1)と(2)をまとめた形にさせていただいとります。内容とすると、指定管理先の運営に議員がかかわることは、事務の公正に疑惑を招くおそれがあるため他市の例ではという形で、こういう理由があるので他市ではこういう取り組みになっておるという形の表現に変えております。(3)については、修正をいたしておりません。
　修正部分は以上です。
○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。全体をコンパクトにまとめていただいたような気もいたしますので、改めてお目通しをいただきながらさらに議論を深めたいというふ

うに思います。
○委員（原田素代君）　いいですか。
○委員長（丸山　明君）　はい、どうぞ。
○委員（原田素代君）　最後のとこですけど、他市にあるような条例という言い方ではなくて、これは具体的には条例名称はどういうふうに他市はなっていますか。何かもうちょっと他市にあるような条例じゃなくて条例名があったほうがいいと。
○委員長（丸山　明君）　ちょっと御案内しましょうか。
○委員（原田素代君）　いっぱい、いやだから。
○委員長（丸山　明君）　いっぱいある。
○委員（原田素代君）　包括的にわかるような、他市にあるような条例……。
○副委員長（下山哲司君）　前に一度あった、幾らか。
○委員（原田素代君）　いっぱい出したけど。
○委員長（丸山　明君）　欠格条項とかね。議員の欠格条項であるとか、請負とみなす条例であるとかというふうなことでしょうか。
○委員（原田素代君）　はい、委員長。
○委員長（丸山　明君）　はい、どうぞ。
○委員（原田素代君）　いや、そうではなくて、委員長たくさん集めてくださった中の指定管理に関する取り決めがあるのだと、ほかのところには。その名称がもうちょっと具体的に、指定管理に関する何とかについての条例みたいに、具体的に書いたほうがいいのではないかという意見です、ここに。どうでしょうか。
○委員長（丸山　明君）　なるほど。頭のあれですね。こういうことなんですよ。公の施設にかかわる指定管理者の指定の手続等に関する条例というふうな大体条例名なんです。
○委員（原田素代君）　ちょっとコンパクトに。
○委員長（丸山　明君）　それは、コンパクトにはできないでしょう、名前は。
○副委員長（下山哲司君）　じゃから意味としては。いいですか、委員長。
○委員長（丸山　明君）　はい、どうぞ。
○副委員長（下山哲司君）　ここの公の施設の設置条例の中に指定管理団体が請負に当たるおそれありとしてということでしとんで、それぐらいで理解していただかにゃあこれをまたもっと書きょうたら多くなるんで、議員として理解してもらえるんじゃないかと思うんですけど、どんなでしょうか。
○委員（原田素代君）　いいですよ。
○委員長（丸山　明君）　ありがとうございます。
○副委員長（下山哲司君）　一番大事なのは、前にも言うたんですけど、３番目の今回この事案を契機として当議会の信頼回復のため、他市にあるような条例の制定に向けて赤磐市議会も

真剣に取り組むべきであるというくくりで、これが一番大事なんじゃないんかというふうに私は思っておるんですけど、皆さん御意見はどんなですか。

○委員長（丸山　明君）　どうでしょうか。御意見のある方は言っていただいたら結構です。

○委員（佐々木雄司君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　これ確認なんですが、最後採択とるんですよね。とるんですね。これ、僕採択参加できないです、こんな内容じゃあ。大変申しわけないですけど。

　例えば、２ページ目の４ですけども、資格審査特別委員会の主な論点と審議の経過の中に、ライスセンターの指定管理の問題について審査に取り組みというてここはっきり書かれているじゃないですか。我々、吉井ライスセンターの指定管理の問題がどうとかこうとかというような審査してないはずですよ。

○委員長（丸山　明君）　してます。

○委員（佐々木雄司君）　してるんですか。

○委員長（丸山　明君）　何じゃったらお読みいただきましょうか。私の委員会の議事録を持ってきてますから、その中にそういう……。

○副委員長（下山哲司君）　冷静な言葉で。

○委員長（丸山　明君）　済みません。

○委員（佐々木雄司君）　僕発言中なんですが、引き続いてよろしいですか。

○委員長（丸山　明君）　はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君）　だから、今委員長のほうから指定管理の審査をしたんだっていうふうにおっしゃいました。そもそもこの委員会の中でそれをするべきことではないんです。そういうことです。

○委員長（丸山　明君）　それだけですか。

○委員（佐々木雄司君）　関係ないことを審査して、議事録に載っているからここに書くんだったら何だってできるじゃないですか、こんなのは。だから、そういうようなそういう内容の審査なんであれば、僕はそういうようなものに書かれているようなものにくみすることはできない、こういう話なんです。

○副議長（岡崎達義君）　ちょっとよろしいですか。

○委員長（丸山　明君）　はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君）　佐々木委員は誤解があると思うんですけれども、指定管理者制度について、この委員会について議論したわけじゃないんです。指定管理者制度の中に議員が属することについて是か非かということ、それが請負に当たるかどうかについて議論したわけで、指定管理者制度自体は産建委員会で議論するべきことですから、それは議論してないと思うんです。

○委員（佐々木雄司君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。
○委員（佐々木雄司君）　ですから、今岡崎委員がおっしゃられたのは僕も同感で、そのように書くべきなんです。そのように書かれてないから、誤解を招く言い方をされてるんで、こういう内容だったら僕は賛成できないとこう言ってるんです。そのように書くべきです。
○副委員長（下山哲司君）　委員長、よろしい。
○委員長（丸山　明君）　はい、副委員長。
○副委員長（下山哲司君）　佐々木委員、御本人様が会計として名前を連ねてあって、適正でないと認められて自分から辞退をされとんです。それを本会議場の質問のときに本人がこういうふうに申されておりますので、そういう関係の審査はある程度できとると私は思っております。
○委員（佐々木雄司君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。
○委員（佐々木雄司君）　であれば、それを客観的にここにお書きになられればいいだけのことで、そういうようなところも客観的に中身をつまびらかにせずに、こういう間違った表現で多くの方々にこういうようなものをお出しになるというのを僕はやっぱり賛成できない。岡崎委員のおっしゃられるように、間違いのない表現でお書きになられるというのが正論であって、こういう誤解を与えるような言い方というのは僕は好ましくないと思います。
○委員（原田素代君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、原田委員。
○委員（原田素代君）　佐々木委員の具体的にはじゃあ、例えば先ほど岡崎さんはこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかと提案されたのですが、佐々木委員として指定管理問題っていうのは今回の議員資格の問題から派生してここを避けて通れないから議論したわけですからそれは事実としてあって、表現上の問題で御意見があるのであれば、こういう表現にしたらどうでしょうかと言っていただいたほうが私たちも理解しやすいんですけど、そこはどうですか。
○委員（佐々木雄司君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。
○委員（佐々木雄司君）　表現上の問題で今御指摘を申し上げて、こんなふうに書いたらどうですかっていうような内容のものについては、私確かに持ってます。ただ、持ってますけど、それを対案を示すような場所ではないように思いますので、委員長、副委員長がお書きになられてるものですから、そのことについてどうであるのかという審査でしょ、どうなんですか。私こういう書き方をしたらどうですかということを出せばいいんですか。であれば事務局のほうからもこんな内容でどうですかっていうような内容でいいんですか。それを審査するってい

う内容でいいんでしょうか。そういう進行法、運営でいいんですか、それまた違うように思うんですけど。

○副議長（岡崎達義君）　佐々木委員ちょっと。

○委員長（丸山　明君）　岡崎委員。はい、お願いします。

○副議長（岡崎達義君）　ちょっと誤解があると思うんですけど。だから、４のとこは全部確認に直したんです。審査でしたら、産建常任委員会で審査することになってますので。ですから、指定管理っていうのはどういうものか、指定管理団体っていうのはどういうものか、それに属する議員というのはどういう立場にあるのかっていうのを確認していったと、条例を見ながら確認していったということですから、別にここの表現はこれでいいんじゃないかと思うんですけど。それで審査したんだったらそれは佐々木委員言われるように問題がありますけど、確認をした上でそれに属する議員が本当に請負行為をやってるのかどうかっていうことを確認していったわけですから、そっから先の話はそれ以下のことになると思うんです。

○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　岡崎委員のおっしゃられることはわかります。わかるんですが、であれば３ページの丸ぽちです、議論の論点、ここの中で構成メンバーに関係なく指定管理先として議会で議決しておりというくだりは、こっから下のくだりっていうのは必要ないように思います。ここのところで結論づけているので、前段と後段を結びつけたときに間違った解釈になるんではないでしょうかと。全体的文脈を読んで、私これおかしいんじゃないのかなということを申し上げているんです。

○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。

○委員（佐々木雄司君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君）　もう一点なんですが、その後ろの請負ではないかとした逐条解説は事実上の無理があり、指定管理制度の悪用ではないかと指摘がありということなんですが、悪用ではないか、要するにクエスチョンマークであっても悪用なんであれば、これ明らかに悪用だという意思の確認がどっかでできていなかったらこんなこと書けないはずです。だから、今申し上げたところからずっと読み解いていただいて、こういうところにふれているので、要するに指定管理制度自体の瑕疵、うちの赤磐市で行われてる議会の指定管理制度の瑕疵というようなものについて、何か話が及んでいるように私は思うんです。でも、私が先ほど言ったのは、やってることはそこではなくて、岡崎委員もおっしゃられるように、議論の中でこういったようなものは出てきた話ですよねということであればその範囲にとどめるべきですと、こういうことを私そう言いたいだけです。

○委員長（丸山　明君）　はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君）　わかります。確かに佐々木委員の言われるように議論の論点の後段

っていうのは不明確な部分がありますんで、ここを明確にすればいいと思うんです。そこは委員長にもお願いしときますけど、ここのとこ悪用とかというのは語弊があるんじゃないかなと思いますんで。こういうところを直して、もう少しはっきりした形にしたほうがいいんじゃないかなとは思います。

○副委員長（下山哲司君）　ちょっとよろしい。

○委員長（丸山　明君）　はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君）　この部分、私が一般質問で、議員が25万4,000円の指定管理料を払っているものの会計をすること自体が問題ではないかという一般質問をしたわけです。それを疑義を指摘したというのがそのことなんです。ですから、これは事実議事録にもありますし、もし質問があればそういうに答えればいいと思うんです。じゃから文章に全部一から十まで書くということになればあれですけど、質問する時間があるわけですから、報告に対して。

○副議長（岡崎達義君）　よろしい。

○委員長（丸山　明君）　はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君）　今下山委員が言われたように、そういうことは産建委員会で議論するべきことなんです。だから、こういう括弧書きの中にこういう議論があったというのを入れるのは結構ですけど、結論として議論の論点としてこういうのを出すのはいかがなものかなという点はありますので、そこをもう少しかみ砕いたわかりやすい文章にしたほうがいいんじゃないか、この点だけ。だったらそれでいいと思います。下山委員が言われるように、議会内でいろいろ議論があったことは事実であって、それに対して指摘もあったことは事実なんです。ですから、そこらあたりをもう少しかみ砕いて書かれたら納得されますでしょうか。

○委員（佐々木雄司君）　そうですね。もう一つ言わせてください。

○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　もう一つ言わせていただくと、文章の構成上これは筆者の文作の癖もあるんでしょうけど、一番最初に結論を持っていくのか、最後に結論を持っていくのかというような話になると思うんですが、どちらかにしていただきたいなと思うんです。こういう流れでするんでしたら、確かに委員長おっしゃるように、岡崎委員もおっしゃるように、皆さんおっしゃられるように指定管理の議論というようなものは、だからという部分であったのは間違いない。でも、最終的に資格を有するということが決定したんだったら、こういう議論の果てにこういう議論があって、資格審査が始まってその中でライスセンターの指定管理の話をしたと、農協の話もしましたよと、何やかんや話ししましたけども最終的に資格は有しました、以上で終わりじゃないですか。そこのところに別に何か加える必要もない。こういう書き方をするんであれば、一番最初に前文に主文が来て資格審査を有するというその理由として書いていくんだったらわかるけども。そうでしょ、書き方の問題。いや、でもわかりづらいですし、だからこういうところが整理されてないから話がばらばらして、一方では問題ないと言いなが

ら一方では問題があるんだというような、何かよくわからない言い方になっちゃってる。
○委員（原田素代君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、原田委員。
○委員（原田素代君）　いや、もう想定はなってますよ。だって、一番最初に報告書、今案ですけど議長宛ての報告書案があって次ページに結果が出てるわけです。今議論してるのは、別紙になるわけです。ですから、結果は結果としてまず出してるわけじゃないですか。その後審議の経過を報告してるわけですから、まず結果はちゃんと出された上でこういうことが議論されまして、最終的に委員会としてはこういうふうに考えておりますというふうにしてるわけですから、全く別の書式になってると、おっしゃるようになってると私理解してます。
○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。
　いかがでしょうか。
○委員（治徳義明君）　よろしいですか。
○委員長（丸山　明君）　はい、治徳委員。
○委員（治徳義明君）　総括の件なんですけど、この報告書にあって一番大事じゃ言われた他市の条例の制定に向けて赤磐市も真剣に考えていくべきだとこういうな、基本的にはそういうあれなんでしょうけれども、ここで見たらもう指定管理だけの話になって、ほんなら農協の理事の話も問題なく全く触れてないみたいな形で、議員の役割としてそれで、僕らが思うのがゼロベースで協議をしてくださいという話なんでしょうから、もう少しファジーというたら申しわけないんですけど、協議していくのはええんですけども、促すのはええんですけども、ゼロベースでやるべきだろうとは思うんですけど、条例が二千何百物すごく数ある中でどれだけ条例ほんならしてるんですかみたいな話も含めて、ゼロベースで議論すべきだということなんだろうと思うんですけど、少し突っ込み過ぎかなとは思うんですけど、はい。
○委員（佐々木雄司君）　いいですか。
○委員長（丸山　明君）　はい、どうぞ。
○委員（佐々木雄司君）　総括の部分に話が及んだんで言わせていただきますと、先ほどの申し上げたお話にもつながるんですが、総括の(2)全体ですけども、これはもう書かなくてもいいように思います、僕は。理由は先ほど言ったとおりです。これは兼業の禁止をどうとかという話であって、赤磐市が行っている指定管理が行き届いているから、行き届いてないからこんなことをするんだ、しないんだっていうものをここで書くと、前段の先ほど言った部分がもう全部資格審査ではなくて、指定管理の有無の指定管理の運用の仕方がいいとか悪いとかというのはもう行政審査になっちゃうんで、行政審査に入り込んじゃうような形になるんで、そうではなくてこういうようなところを抜いていくことで、もう純粋に資格審査というようなものに話を合わせていったほうが、沿わせていったほうが僕はいいと思います。
○委員（原田素代君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　はい、原田委員。
○委員（原田素代君）　この(2)は(3)を導くために、それから市民に対して理解を求める、わかりやすく説明する意味で(2)は必要だと思います。ですから、(2)と(3)を一緒にしてもいいんですけど、大体こういうものはこういうようなものですよと、ちまたではと、赤磐市はそうじゃなかった、それが問題になったのでしかるに(3)だと。その説明としてこの(2)は私はあったほうがいいと思います。だから、(2)と(3)を分けなくてもいいけれど、つなげてもいいけれど、(2)がないと市民の方からするとわかりにくいだろうと、何で条例に飛んじゃうのかということ。だから、私は市民に対する優しい説明という意味の配慮としてあったほうがいいと。
○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。
○委員（治徳義明君）　委員長。
○委員長（丸山　明君）　はい、岡崎委員。
○副議長（岡崎達義君）　佐々木委員もいろいろな指摘されてますけど、余り細かいことを指摘していても結局前に進めませんので、ですからある程度委員長、副委員長に任せて、先ほど言われたとこを酌んだ上で最終結論に持っていけばいいんじゃないかなと思う。これは報告書ですからまだ時間ありますので、ですから事務局ともいろいろ相談した上でやってもらったほうが、これ一字一句ずっと丁寧にやってればそれは素人がやる結論ですからそんな完璧なものはできるはずもないですから、ある程度のとこは佐々木委員にも妥協していただいて納得していただけたほうがいいんじゃないかなと思うんです。
○委員（佐々木雄司君）　はい。
○副委員長（下山哲司君）　ちょっとその前に。
○委員長（丸山　明君）　副委員長。
○副委員長（下山哲司君）　きょうの委員会のまとめということであれば最初にお願いしたのが議決であって、その中身についてこの範囲ぐらいで説明ができるでしょうかというお願いを皆さんにしとるわけで、全部皆さんが納得いけるような文章が書けるかというたら私たちもプロでございませんので、その辺の御理解はいただきたいと。
○委員（佐々木雄司君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。
○委員（佐々木雄司君）　岡崎委員ありがとうございます。私も認めるべきところは認めていきたいと思っています。ただ、僕は一語一句のお話とかという話でなくて、全体的な文脈の印象からいって間違った内容で与えかねないと、資格審査と言いながら、あれ、行政審査したのって、じゃあ名前が矢面に上がった一議員として、これ選挙に影響なんか出たときに誰責任とってくれるのと、こういうことを私言いたいわけです。だから、文脈を見たときに明らかに行政審査に入り込んでいるような、そういった印象を受けるようなものというのは少なくとも大前提として排除するべきなんだろうと、ただそこを私言いたいだけで、細かいところで一個一

個総括の(2)がこれがどうなんですかとか、話が議論が区切り区切りになってるんでそんな印象を受けるかもしれないんで、私が言いたいのはそういう文脈全体を見ての話だということを御理解いただきたいと思うんです。

○委員（治徳義明君）　いや、私も一緒で、要は資格審査の報告書ですんで、92の２に該当するかしないかというのを基本路線でやっていただき、先ほども素人がつくった文章なんで云々というて言われますけども、日本全国公文書ですから皆さん見られますしその辺は適切に、少し思いが入ってしまったり、いろんな意見、委員長の思いがあったり、いろんな思いが入ってしまう文章をつくるということは余り適切ではないんだろうとこういうふうに思ってます。言わんとしてることはわかりますけど、きちっと文章として報告としてその辺をしていただきたいとこういうふうに思います、はい。

○副委員長（下山哲司君）　ちょっとよろしい。

○委員長（丸山　明君）　はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君）　その件なんですが、総務省のあれでいえば運用に関しては市長の権限ですから、そういうことを総務省が言うとられるので、総務省が出しとるのは頭の今言われたことだけなんです。ですが、市としては運用の部分で市長に権限があるとしとるわけですから、そういう部分で市がかかわらなきゃならないという観点は示さにゃいけん、そうせんとほかの人がわからんですから。こうやって総務省に聞いたりしたりするから私たちもわかってくることで、一般のかかわってない議員さんもわからんし、市民の方はなおわからんので、ある程度の説明が入ってなかったら報告にはならんというふうに私は思ってます。

○委員（治徳義明君）　はい、済みません。

○委員長（丸山　明君）　はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君）　岡崎副議長の意見を受けて言うたもんで、もう委員長、副委員長に一任という話に、そういう中で要望を出させていただいただけですんで。はい、よろしくお願いいたします。

○委員（保田　守君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　はい、保田委員。

○委員（保田　守君）　きょうは、もう最初に議決をとったわけで、後の報告については確かに千差万別に、いろんな同じことを聞いても人によってとりようは違うてきます。ただ、自治省や総務省へいろいろ問い合わせたり、生の声を聞かれとるのは委員長であったり、副委員長であったりするわけで、総括については今岡崎さんや佐々木さんが言われた意見を酌み取られて書いていただいたらいいと思うんです。あとはお任せします。

○委員長（丸山　明君）　ありがとうございます。皆さんの大体の御発言はそれぞれいただきました。ありがとうございます。まだあれば、しっかりと言っていただいたらと思います。それで、どうしましょう、僕もさっき佐々木委員も言われたように、私としてはこの報告書につ

いても最終的に取り扱いについて委員会としての決定を何らか決めないといけませんので、だから最終的なものとしては採決になるのかなというふうには思ってるんですが、そういうことでしっかり御議論を今もいただいたし、まだ十分でないと思われればしっかり言っていただけたらと思います。私も十分聞いていろんなことを兼ね合わせて、判断を副委員長とは相談したいというふうに思いますんで。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君）　いろいろ今まで指摘してきましたし、佐々木委員から、治徳委員からもいろいろ指摘がありましたんで、その指摘されたことを念頭に置いて委員長、副委員長でもう一度文章を精査してもらって、事務局とも協議してもらってそれで出してもらえばいいんじゃないかと思います。また委員会を開くっていうのも大変ですから、ですからそれで一任させてもらえればと私は思うんですけど、どんなんですか。

○委員（治徳義明君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君）　要は92の２に該当するか、該当しないかというんはさっき採決しましたよね。

○委員長（丸山　明君）　そうですね。

○委員（治徳義明君）　それ以上のことはないんじゃないですか、と思いますけど。

○委員長（丸山　明君）　結論はもう出てるんです。資格審査の結論は出ております。

○委員（治徳義明君）　この報告書でどうのこうのというてなかなか難しい部分もあって。

○委員長（丸山　明君）　報告書はあくまで報告書で、委員会の報告書ですから。

○副委員長（下山哲司君）　委員会をやった意味もある程度は報告せんと、何のためにやったんな言われたんじゃだめなんで、そうすればこの程度は書かせてもらわんと、どうも質問してもろうてそれからまた答弁するというようなことになってしまうんで、この範囲で御理解いただきたいというのが委員長、副委員長の考えなんで、その辺を御理解いただきたいと思います。

○委員（佐々木雄司君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　委員会の名前で出す以上は、委員として責任を持たなきゃいけないので、この内容がよろしければ一任するということも考えられるんですが、内容が行政審査と資格審査と混同されてるような内容になってるので、僕は一任というわけにはいかないと、明確にこれを出されるんであれば反対の意思表示をさせてもらいたいです。

○副委員長（下山哲司君）　行政審査をやった内容ではないとは思っております。

○委員長（丸山　明君）　最終的にはもう、はい。御意見があれば十分いただいて。

○副議長（岡崎達義君）　賛否をとるん。

○委員長（丸山　明君）　最終的にはとらないとやむを得ないかなというふうに思いますけど、どうでしょう。委員会としての結論をどっかでは出さないといけませんので、そのあたりもお考えいただいて。

○副委員長（下山哲司君）　全員一致で一任でなければ賛否を問わにゃあだめ。賛否で過半数であればやらせていただかにゃ、幾らでもやれば切りがない。

○委員（治徳義明君）　暫時休憩してもらって。

○委員長（丸山　明君）　じゃあ、今をもって５分、10分、５分ぐらいでいい。

○副委員長（下山哲司君）　暫時。

○委員長（丸山　明君）　ああ、暫時。暫時休憩します。

午前11時14分　休憩

午前11時18分　再開

○委員長（丸山　明君）　休憩を解いて開会します。

○副委員長（下山哲司君）　御意見あれば聞いてということで。

○委員長（丸山　明君）　それでは、休憩の後、御意見があればこの委員会の中で発言を残していただいて、最終的には採決に臨みたいと思いますので、よろしくお願いします。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　先ほど来から申し上げておりますが、私のほうもこちらのほうの案のものでありますけども、これについて御意見申し上げました。これが、修正されずにこのままいかれるということであれば、明確に反対の意思を示したいと思います。理由としましては、行政審査に及んでおりまして、内容が資格審査とは沿わない報告内容になっているからと思うからであります。

以上です。

○委員（治徳義明君）　はい。

○委員長（丸山　明君）　治徳委員。

○委員（治徳義明君）　済みません。先ほど岡崎副議長や佐々木さんとか御指摘ありました悪用であるとか、そういう部分は変えていただけるということでよろしいんでしょうか、変更するということで。

○委員長（丸山　明君）　よく相談をして修正できるものは、悪用とかそのあたりのきつい表現も入っておりますので、そこは配慮したいというふうに思います。

○委員（治徳義明君）　はい、確認でした。

○委員長（丸山　明君）　ほかに御意見は特に。

○委員（原田素代君）　ありません。

○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　修正されるんですか、されないんですか。されるんだったらそのさ

れたものを見て判断したいと思うんですが、されないんだったらされないで私は反対なんですがという話なんですけど、どっちなんでしょうか。
○委員長（丸山　明君）　さっきと同じ話なんで。
○委員（佐々木雄司君）　修正されるんですか、しないんですか。
○副委員長（下山哲司君）　委員長。
○委員長（丸山　明君）　はい、副委員長。
○副委員長（下山哲司君）　今、御指摘あったのは、悪用というとこを濫用に変えさせていただくぐらいのところだと思うんです。文章的にこれをまた変えよるとたくさんつつかにゃおえんようになるんで、今皆さん御指摘をいただいた中でこのくらいでいいんじゃないんかということで打ち直したもんですから、その中のなおかつ悪用というのが言葉が悪いということでございますので、濫用ということに変えさせていただいたらどんなでしょうかと思っております。
○委員（佐々木雄司君）　はい。
○委員長（丸山　明君）　はい、佐々木委員。
○委員（佐々木雄司君）　確認なんですが修正点はそこで、今おっしゃられたように内容を変えるというようなことはないということでよろしいんでしょうか。
○委員長（丸山　明君）　はい、基本的にはそういうふうに思っております。
○委員（佐々木雄司君）　はい、わかりました。
○委員（治徳義明君）　済みません。
○委員長（丸山　明君）　治徳委員。
○委員（治徳義明君）　総括のことは変えないということなんですけど、要は指定管理に対して条例を制定するような意見を述べるということでいいんでしょうか。それとも、市議会議員の役割としても変わってきてるんでそういう議論をゼロベースで、僕らはそういうふうな書き方をすべきだろうと、もし書くんであれば。そこの辺が少し前のめりになってて、委員長、副委員長の思いも強いんでしょうけども、前のめりになってるんじゃないかなと思うんですけど、その辺どんな。指定管理に関してのみですか。
○副委員長（下山哲司君）　委員長、よろしい。
○委員長（丸山　明君）　はい、副委員長。
○副委員長（下山哲司君）　治徳委員が言われる、いずれにしても動議か全協、議長申し込みで全協で皆さんにお諮りするかそういうことになるんで、この委員会がまた継続してやるという意味じゃないんで、ここで終わりですから、報告したら。そっから先は議長をまたもとにして議場で動議を出すか、議長に申し入れして全協から進めるか、スタートの仕方は変わると思うんで、それとはこれとは全く関係ないですから。はい、そう思うております。
○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。じゃあ、今の点はよろしいですね。じゃ

あ、皆さん意見のほうも出尽くしたというふうに思われますので、若干の修正を加えながら最終的な文案は私どもに、委員長、副委員長に御一任をいただくというふうな形で御了解いただければということで、採決に。

○委員（佐々木雄司君）　はい、委員長。

○委員長（丸山　明君）　はい。

○委員（佐々木雄司君）　一任しません、ごめんなさい、一任できないです。採択とってください。

○委員長（丸山　明君）　採決をとりますというふうに今申し上げてるんです。採決をしますと。

○委員（佐々木雄司君）　一任の採決ではなくて。

○委員長（丸山　明君）　一任の採決でなくて、文案について、はい。

○委員（佐々木雄司君）　発言中です、ごめんなさい。一任の採択ではなくて、今出されております別紙資格審査特別委員会報告（案）、これについての採択をとってください。

○委員長（丸山　明君）　わかりました。

○委員（治徳義明君）　済みません。

○委員長（丸山　明君）　はい。

○委員（治徳義明君）　それであるんであれば、多少の変更がとりあえず変更をしたやつをもらいたいです。

○副議長（岡崎達義君）　今のこの文案で採決とりますから、もしそれでこれが気に入らないっていうんだったら、それは反対に回ってくださったら結構なんですから。とりあえずこれでやってください。そうでないといつまでたっても終わりません。

○副委員長（下山哲司君）　先ほど申し上げたように、悪用を濫用に直させていただきますということで申し上げたんで、それ以外は修正をしないように御理解いただいたらいいと。

○委員長（丸山　明君）　そしたら、そういうことで採決をとりたいと思います。

お示しをした資格審査特別委員会報告（案）をお諮りをします。

今までの議論を踏まえて皆さんお考えいただいて、この報告書（案）の採決に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（丸山　明君）　ありがとうございました。賛成多数でございます。もうとらなくていいね、反対は。

○副委員長（下山哲司君）　いや、言わにゃいけん。じゃからそのとおりに報告させていただきますと。

○委員長（丸山　明君）　言うんじゃけど反対の採決を僕はしなかったから。それはいいの、いいのね。賛成しかしなかったから。

それでは、ありがとうございました。きょうのメーンのテーマであります審査報告書についてはこれで基本的に採決を、御賛成をいただいた方が多数だったということでございました。

それで、続けて委員会はもうこれで終了するんですが、きょうその他の項目を設けてますんで、ここの委員会としてその他皆さん方から何かございましたら最後にお諮りします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山　明君）　それでは、大変長いこと昨年の９月からやってまいりました資格審査委員会でございますが、きょうをもちまして最終でございます。ありがとうございました。じゃあ終了いたします。ありがとうございました。

午前11時25分　閉会